

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

広島県尾道市御調町市一二三七番地の三

有限会社大田写真館
清算人 大田 光洋

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

広島県福山市西深津町七丁目一番二一五号

有限会社ヨウエモン産業
清算人 藤井 康寛

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

山口県岩国市装束町四丁目一〇番一五号

株式会社岩国歩製缶
代表清算人 中道 正男

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

山口県防府市佐波二丁目九番四号

有限会社丸嘉
清算人 山野井明子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

徳島市佐古八番町二番一〇号

株式会社ラウドネス
代表清算人 吉岡 祐子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

福岡県久留米市三藩町早津崎八二番地

株式会社辻組
代表清算人 辻 健太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

福岡県北九州市八幡西区光貞台二丁目二六番五号

有限会社ソレイユ
清算人 荻野 径子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

長崎県佐世保市松浦町四番一七号

株式会社オーリック商事
代表清算人 濱田龍太郎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

熊本市中央区黒髪五丁目七番六〇号

一般財団法人神風連資料館
代表清算人 湯田 榮弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

鹿児島市桜ヶ丘六丁目四二番地八エクスル桜ヶ丘一〇一〇号

株式会社住まいのアグリ
代表清算人 米盛 義純

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年一月十三日の福島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

福島県いわき市平字材木町四六番地

いわき駅並木通り地区市街地再開発組合
代表清算人 野沢 達也

解散公告(第二回)

当組合は令和八年一月二十日西尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

愛知県西尾市住崎一丁目一〇一番地

西尾天神前土地区画整理組合
清算人代表 鈴木 徹郎

令和八年一月二十八日

大阪府福島区海老江二丁目一番三六号

医療法人友愛会(社団)
清算人 松本 直彦

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年一月六日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

北九州市八幡西区藤田三丁目四番九号

医療法人おおくぼ眼科医院
清算人 大久保享一

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十一月十二日仙台地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一九九番地

宗教法人林子平神社
清算人 菅野 修

第6期決算公告

令和8年1月28日

栃木県日光市清滝3-11-15

株式会社清滝養鱈場

代表取締役社長 宇角 恒哉

貸借対照表の要旨

(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科 目		金 額
資産の部	流動資産	16,533
	固定資産	1,281
	合 計	17,814
負債及び純資産の部	流動負債	16,034
	固定負債	1,780
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△8,220
	その他利益剰余金	△8,220
	うち当期純損失	(5,751)
	合 計	17,814